全日本学生柔道連盟 新型コロナウイルス感染防止ガイドライン Version 1

2021年3月29日 全日本学生柔道連盟新型コロナウイルス 対策委員会

I. ガイドライン策定の目的

2020年4月7日に新型コロナウイルス感染症の感染拡大対策として政府は首都圏などに緊急事態宣言を発令し、その後、同16日に全国の都道府県にも発令した。国民の外出自粛、学校の休校、テレワークの推進など色々な手段が講じられてきたが、既に、感染者は40万人を超え、さらに、全国の医療機関の必死の対応にも関わらず、8,000名以上の尊い命が失われた。一方、研究者など多くの専門家が一年間以上にわたり、国内外の情報を基に分析してきた結果この未知の病の特徴が徐々に解明されつつある。

新型コロナウイルス感染症の特徴として、第1は、非常に感染力が強く、その感染 経路は主に飛沫感染が考えられている。第2は、感染から発症に至るまでに最長2週間程度の潜伏期間と発症前から感染力があり、発症後数日間にわたり感染の危険性が 高く、最も警戒しなければならない期間があること、第3は、若者は感染しても無症 状で治癒することが多く、本人が気付くこともなく自身の周りの人に感染させる危険 性が非常に高いことなどが挙げられる。

柔道はコンタクトスポーツの代表的な種目で、至近距離で組み合い常に相手の呼気を感じる状態が継続するなど、一般に言われる濃厚接触よりもさらに危険性が高いことは周知の通りである。通常の感染予防は当然のことであるが、柔道競技では集団での練習スタイルや出稽古など他のチームとの積極的な交流も頻繁に行われる日常や習慣があるので、感染クラスターが発生する危険性が高い。従って、より一層の慎重な行動と厳格な規律、厳密な行動規範を持って臨むことが重要である。

新型コロナウイルスの有効な治療薬・ワクチンが未だ社会全体に普及していない現状を鑑みれば、新型コロナウイルスの感染に関わる予防もしくは対策を怠ることが、(一社)全日本学生柔道連盟(以下、本連盟とする。)の会員を介して、家族及び所属する大学などに甚大な被害を及ぼす危険性を内包しているという事実を忘れてはならない。そのため、本連盟の会員は、新型コロナウイルス感染症及び感染拡大に対して積極的に予防的措置を図らなければならない。

また、本連盟は「わが国における学生柔道界を代表する団体として、学生柔道の普及及び振興並びに優れた資質をもつ指導者の養成を図り、もって学生の心身の健全な発達とわが国スポーツの発展に寄与すること」を目的としているため、その活動を止めることは学生柔道にとって好ましいことではない。

従って、本ガイドラインは、世界がこれまで経験したことのない新型コロナウイルスに対して、既述した本連盟の目的を果たすための歩みを停滞・後退させることなく、この未曽有の状況下において本連盟の会員が積極的に行動すべき日常の活動や、大会などの諸事業を遂行する為に策定された。

Ⅱ. 基本方針

- 1. 本連盟及びその会員は政府または地方公共団体が発令する『緊急事態宣言』も しくは 『都道府県を跨ぐ移動の制限』並びに『警戒レベル最上位の宣言』な どの措置が執られた場合は、迅速にその趣旨に沿った対応をしなければならな い。
- 2. 本連盟の会員は所属する大学などの学則並びに新型コロナウイルス感染対策などの措置を遵守し、適切な対応を講じなければならない。
- 3. 本連盟及びその会員は(公財)全日本柔道連盟が策定した『新型コロナウイルス感染症対策と柔道練習・試合再開の指針(V.3)_2021/02/10、(以下、「全柔連 V.3」とする。)』を遵守しなければならない。ただし、その運用に当たっては、本連盟会員の不利益にならないよう十分に配慮する必要がある。
- 4. 本連盟及びその会員は(公財)日本スポーツ協会の『スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン 令和3年2月15日改訂版』を遵守しなければならない。
- 5. 本連盟及びその会員は大会開催地の自治体並びに当該都道府県柔道連盟の指導に基づく『感染症対策』を講じ、指示または許可された各事項を遵守し、大会運営を行わなければならない。
- 6. 本連盟は、大会準備期間及び大会期間中であっても、感染及び感染拡大の対応 が整わない場合は、大会の即時中止もしくは延期を検討し、関係者の安全と安 心を最優先させた対応を取らなければならない。
- 7. 大会主管連盟は事前に「大会運営マニュアル」を作成し、本連盟と共に感染予防 ・感染拡大防止を徹底しなければならない。
- 8. 本連盟主催大会は、新型コロナウイルス感染確認検査を指定した要領で実施し「陰性」が確認された選手のみが出場を許可される。その検査方法などについては、別途定めることとする。

Ⅲ. 日常活動

- 1. ソーシャルディスタンスの確保、マスクの着用、手指消毒などの基本的な感染 予防行動の徹底を実践する。
- 2. いわゆる「3 つの密」の回避が感染拡大防止の有効な方法であることから、「密 閉」、「密集」、「密接」にならない環境を常に意識し行動する。
- 3. いわゆる感染リスクが高まる「5つの場面」を避け、ソーシャルディスタンスの 確保など、必要な行動を取る。
- 4. 自身の健康観察を毎日行い、発熱、嗅覚・味覚異常、咳・咽頭痛、倦怠感などを敏感に察知し、感染が少しでも疑われるときには積極的に感染拡大予防措置を取らなければならない。必要に応じて、感染確認検査や自主隔離、関係機関への速やかな連絡などを行い、適切な行動を取らなければならない。
- 5. クラブ活動の指針や規範については、所属する大学の学則など関連諸規定を遵

守し、積極的に新型コロナウイルス感染症の予防に努めなければならない。

6. 柔道の練習内容等に関わる事案については、「全柔連 V.3」を遵守し、地域や 実情に適うように運用することとする。

IV. 大会運営に関する事項

1. 大会開催について

- 1)大会開催については「全柔連 V.3」の指標の段階 4(都道府県・全国の大会の再開段階)相当であるとともに、開催地域と全国の感染状況に応じて主催者が判断する。
- 2) 出場人数の確定、観客の有無及び帯同者の有無などの詳細は、主催者及び大会主管連盟が十分に検討し、参加者の安全を優先し決定する。
- 3)「全柔連 V.3」を遵守するとともに、主催者及び大会主管連盟は事前に大会運営マニュアルを作成し、予め、周知を徹底する。
- 4) 必要に応じて専門家の意見を基に当本連盟ガイドラインに沿って主催者及び大会主管連盟が綿密に検討し、大会を実施する。

2. 主催者の責務について

主催者は大会開催にあたり、感染予防と万が一感染者が発生した場合の感染クラスター発生予防に最大限の努力を払わねばならない。試合の準備段階から大会当日の運営、感染が発生した場合の対応や事後処置の方法などを細かく決めて、参加者(選手・監督・コーチ、役員・係員、審判員、観客・応援予定者など)に周知し、同意を得ておく必要がある。事前に同意が得られなかった者には、大会当日に別の対応が必要となるため、以下項目ごとに注意点を挙げる。

1) 大会会場の選択と設営、総人数の検討

大会開催にあたり、大会会場は可能な限り密集・密閉を避ける。そのため、施設の新型コロナウイルス感染防止の基準に基づき、試合場と観客席の広さに応じて選手数、審判員・役員数、観客数を決定する必要がある。また、選手控室、審判員席、役員席、観客席も隣席との距離が1~2m以上離れる設定とする。また、会場や共用施設の消毒、清掃などについては、練習施設の一般衛生上の注意に準ずるが、各会場によって会場規模や管理方法が異なるので、大会主催者もしくは大会主管連盟が事前に当該会場の清掃、消毒方針を確認・決定しておく。さらに、施設管理者と施設利用の方法について事前に十分な打ち合わせを行い、必要な措置を講じるとともに、状況に応じて観客を収容するか否かを原則、大会実施の3ヵ月前までに決定する。

2) 健康記録表のチェックと保管

事前に選手・役員・係員・審判員・救護関係者など、すべての参加予定者に健康記録表を配布し、記録を求める。当日の入場時に過去2週間前からの健康記録表の提出を求め、担当者の確認を経て許可された者に対しいてさらに検温した後に、異常がない者は入館を許可する。また、確認された健康記録表は主催者が厳重に保管する。保管期間は1か月とし、保管期間終了後は確実にシュレッダーで破棄する。

3) 健康記録表や症状による入場許可

主催者は、健康記録表の提出がない者の入場を許可しない。参加者の健康記録

表に異常(発熱や有症状)がある場合や以下の場合には参加者の入場を断る。

- ア) 体調がよくない場合 (例:発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合)
- イ) 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- ウ)過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている 国、地域等への渡航または当該在住者との濃厚接触がある場合
- 4) 感染予防措置の決定と事前通知、同意取得

マスク着用の有無、手洗い義務、施設設備の消毒や清掃、共用施設の使用方法など感染予防措置や注意事項について事前に決定し、参加者にも感染予防措置を周知しておく。試合中に感染予防措置を遵守できない参加者は、他の参加者の安全を確保する等の観点から、参加を取り消したり途中退場を求めたりすることがあり得ることを周知し同意を得ておく。

5) 会場放送・掲示等での周知及び呼びかけ

「ソーシャルデイスタンスの確保」、「大声での応援の禁止」、「手洗い・消毒の呼びかけ」など、感染拡大予防措置に対する放送アナウンス及び巡回指導などを必要に応じて行う。詳細については、大会運営マニュアルを参照すること。

6) 飲食時の注意事項

飲食は指定場所以外では行ってはならない。また、その際周囲の人となるべく 距離をとって対面を避け、会話は慎む。ペットボトルなどの回し飲みやタオルな どの共用での使用は厳禁とする。

7) 感染者が発生したときの報告

大会参加者が、大会終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等を含め報告するよう周知しておく。

3. 大会申し込み及び提出書類について

- 1) 健康記録表の提出と入退場に関する同意書の提出(選手・指導者・帯同者等)
- 2) 大会参加を許可する所属長の同意書と引率責任者の同意書の提出
- 3) 新型コロナウイルス感染症(COVID-19) の「陰性」確認書の提出
- 4)選手・大会役員・審判員など以外で入場を希望し、事前に必要書類により申請 したうえで許可された者は、健康記録表などの所定の書類を提出
- 5) その他、参加者に遵守すべき事項を明確にして協力を求める。また、遵守できない参加者には大会参加を取り消したり、途中退場を命じたりする場合があることを事前に周知する。さらに、試合中に感染予防措置を遵守できない参加者は、他の参加者の安全を確保するなどの観点から、参加を取り消したり途中退場を命じたりする場合があることを周知し、同意を得ておく。
 - ※新型コロナウイルス感染拡大を予防し、大会参加者の安全を確保する目的のために、大会参加者(選手、監督、コーチ、役員、審判員、係員、観客)は、大会2週前からの検温と症状の有無を記した健康記録表を提出する。なお、提出しない場合には大会会場に入場できない。また、大会会場への入場にあたっては、健康記録表のチェックと検温を行う。健康記録表に異常がある場合や、以下の場合には原則大会会場に入場できない。

①体調がよくない場合

(例: 体温が概ね 37.0℃以上など平熱を超える発熱や頭痛・咳・咽頭痛などのかぜ症状、消化器症状、嗅覚・味覚異常がある場合)

- ②同居家族や身近な知人に新型コロナウイルス感染が疑われる者がいる場合
- ③過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、 地域などへの渡航または当該する国や地域などの在住者との濃厚接触がある場合、大会会場に入場した後に発熱や症状が出現した場合や、定められた感染予防措置を遵守できない場合には、大会会場からの退場を命じられる場合があることを同意の上で入場を認める。なお、本大会における新型コロナウイルス感染防止対策の措置について、選手・指導者は参加回答フォーム内の「新型コロナウイルス感染症対策への同意について」の項目にて「同意します」を選択した場合は、今後発信される情報も含め、本大会に係るすべての感染症予防対策に同意したものとみなす。

4. 大会運営について

大会運営については、主管連盟及び主催者は大会運営マニュアルを事前に作成 し、それに従って実施する。

5. 大会期間中の感染予防対策について(選手・指導者・帯同者)

1) 監督・コーチ・選手・大会役員等の対応について

選手と同様に健康記録表を提出し、選手と同じ基準で参加の可否を判断する。また、国内外を問わず、国際柔道連盟試合審判規定で行われる試合では、試合の中断中(主審の「待て」から「はじめ」までの間)以外でのコーチの発声については、審判員から厳しくコントロールされ、違反した場合1回目は口頭注意が出され、2回目は退場が命じられる。

2) 審判員および係員の対応

主催者および審判長は審判員、係員に対して、以下の注意点を挙げて説明と指導を行なう。

- ① マスクの着用義務:試合中の選手以外は全員マスクを着用する。
- ② 試合場に上がらない審判委員(副審を含む)もマスクを着用する。
- ③ 試合中の位置取り:審判員同士や選手とは、十分な距離(少なくとも2m以上の距離)を空ける必要があるが、技の判定(特に絞技)の判断には近接での判断が必要な場合もあるので、臨機応変に対応する。原則絞め落ちへの対応については、感染防護対策を施した医師が対応する。
- 3) 観客への対応:無観客で大会を開催するか、観客の人数を制限して大会を開催するかは、そのときの感染状況や行政および(公財)全日本柔道連盟の意見などを参考にし、本連盟と大会主管連盟で十分に検討して判断する。
 - ※詳細については、大会ごとに大会主管連盟が大会運営マニュアルを作成し、 示す。

6. 大会期間中(経過観察2週間を含む)の体調不良者の対応について

- 1) 大会期間中に新型コロナウイルス感染の可能性を含む体調不良者が確認され、 その対象者が学生の場合は、各大学の引率者が医療機関への搬送を行う。ま た、対象者が上記以外の場合は大会事務局が医療機関への搬送を行う。そのう えで、診断の結果、新型コロナウイルス感染が疑われる場合は速やかに保健所 などに報告し、指示に従い適切に対応する。
- 2) 大会終了後2週間の経過観察中に、新型コロナウイルス感染が疑われる場合、 各大学の指導者は大会事務局及び最寄りの保健所などに速やかに報告し、指示 に従い適切に対応する。
- 3) 大会期間中、発熱などの諸症状が確認された場合は速やかに大会事務局に連絡しなければならない。
 - ①試合当日の対応:体調不良者は不戦敗とし、直ちに、ドクターの指示を受ける。
 - ②1日目の試合終了後:上記の体調不良により不戦敗となった者は、ドクターの指示に従うか、もしくは直ちに、最寄りの医療機関を受診する。敗者が発熱や体調不良などを訴えた場合で、実際に対戦した相手(勝者)は次戦には進めず、不戦敗とする。

以上